

動物実験の実施について

1. 教育訓練の受講・登録

大阪医科大学において新規に動物実験を開始される方は、事前に教育訓練を受講する必要があります。受講後「**利用登録申請書**」を提出し、登録された後、実験動物センターの利用が可能となります。

教育訓練の開催日時は、実験動物センターまでお問い合わせください。

2. 「動物実験計画書」の作成

「**動物実験計画書**」（様式1）は、「**動物実験計画書記入要項**」に従って動物実験責任者が作成してください。

計画書様式をダウンロードし、審査用に電子媒体（Wordファイル）で提出してください。審査終了後、A4用紙に両面印刷し、捺印してご提出ください。

既に承認された動物実験計画書が存在する場合は、申請区分を「更新」とし、承認番号を記載してください。

受付窓口：実験動物センター 内線 2659・2660

E-Mail：eac003@art.osaka-med.ac.jp

3. 動物実験委員会における審査と結果の通知

提出された「**動物実験計画書**」は、動物実験委員会において審査されます。その際、項目の記載不備等があった場合、申請者に連絡されますので適宜対応してください。動物実験委員会の承認が得られた後、学長の承認をもらうことになります。

審査結果は、動物実験責任者宛に通知します。

4. 動物実験の開始

学長の承認が得られましたら、承認番号が入った「**動物実験計画書**」を配付します。

承認書を受領後、実験動物センターへ「**実験動物（購入・飼育）申込書**」等を提出し、実験を開始してください。

飼養保管施設及び動物実験室は、予め学長の承認が得られている必要があります。

5. 動物実験実施期間中における計画内容の変更

動物実験実施期間中に、実験計画書の実験内容、動物実験責任者、使用動物種を変更する場合は、新たに「**動物実験計画書**」（申請区分を「**変更**」）を提出してください。

継続中の実験は年度毎に「**動物実験経過報告書**」（様式6）を提出してください。

6. 動物実験終了・中止報告

動物実験が終了、もしくは中止する場合は、「動物実験結果報告書」（様式2）を実験動物センターに提出してください。

※ 動物実験計画書・動物実験経過報告書・動物実験結果報告書の提出がなければ、動物実験は出来ません。

7. 飼養保管施設設置承認申請

実験動物を恒常的に飼育若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備を設置する場合は、「飼養保管施設設置承認申請書」（様式3）を実験動物センターへ提出してください。提出された申請書は、動物実験委員会において審査し、学長が承認します。承認された飼養保管施設以外の場所では、実験動物を飼育・保管できません。

8. 動物実験室の設置承認申請

飼養保管施設以外において、実験動物に実験操作を行う実験室（48時間以内の一時的保管を含む）を設置する場合は、「実験室設置承認申請書」（様式4）を実験動物センターへ提出してください。申請書は、実験室毎に作成してください。提出された申請書は、動物実験委員会において審査し、学長が承認します。承認された実験室以外の場所では、実験動物に対する実験操作ができません。

9. 飼養保管施設・実験室の廃止

飼養保管施設・実験室を廃止する場合は、「施設等廃止届」（様式5）を実験動物センターに提出してください。